

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	01	0405	子育て家庭支援給付事業	
総合計画	分野	人づくり				
	政策	3-1	子育て環境の充実			
	施策	1	子育て支援の充実			
目的	ひとり親家庭の就労支援					
対象	ひとり親家庭の父母					
意図	対象となる教育訓練を受講し、就業することで経済的な自立と安定を図る。					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○自立支援教育訓練給付金 指定する教育訓練講座を受講修了した場合に経費の一部を給付金として支給する。						
○高等職業訓練促進給付金 養成機関で対象資格の養成訓練受講期間に給付金を支給する。						
市民参画の有無 [ 対象外 ]						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	制度を利用したひとり親家庭の数	世帯	計画	3	3	
			実績	3	2	
②			計画			
			実績			
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	講座受講後の就労者数	人	目標	1	1	
			実績	0	1	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		<input type="radio"/>	概ね目標値どおり		目標値より低い

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
【H26成果指標の設定根拠】 講座受講後の就労者数の目標値を1人とし、結果1人が就業し、就業に必要な技能取得に意欲を持つ母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、就職活動とその後の就業に活かしている。		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	雇用保険法による教育訓練給付として同様の事業があるが、雇用保険の受給資格を満たさない者を対象とした事業である。
有効性	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業及び母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業により事業を実施しているため、向上余地はない。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	申請者が講座を選択・受講し、国の補助基準に基づいて給付するため、削減の余地はない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	対象者は母子又は父子家庭に限定されるが、自己負担も伴うことから妥当と判断する。
総合評価 …上記評価結果の総括		
母子又は父子家庭の経済的な自立と安定のためには、就業に直接的に結びつけやすい看護師や保育士等の資格取得を目的とした職業訓練に対する給付事業（高等職業訓練促進給付金事業）がより効果的と考えられる。		

平成 26 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-T	事業名
一般	03	01	01	0405	子育て家庭支援給付事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費		2,065	2,071		6
財源内訳	国・県	1,548	1,553		5
	地方債				
	その他				
	一般財源	517	518		1

事業期間	○ 単年度繰返	■ 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	--------	-----------------

部経営方針における目標

子育て支援を充実し子育てしやすい環境を目指します。

事業開始の背景・経緯

教育訓練の受講による母子家庭の母及び父子家庭の父の就業促進と安定雇用を目指して、平成19年度から教育訓練給付金事業を開始した。就業と安定を更に促進するため、平成24年度から高等職業訓練促進給付金事業を実施した。

事業概要

○自立支援教育訓練給付金  
指定する教育訓練講座を受講修了した場合に経費の一部を給付金として支給する。

○高等職業訓練促進給付金  
養成機関で対象資格の養成訓練受講期間に給付金を支給する。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

自立支援教育訓練給付金事業に加え、高等職業訓練促進給付金事業も実施する。

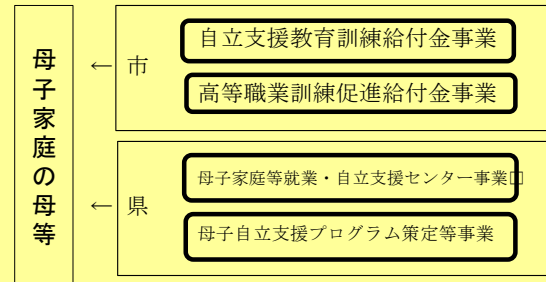
担当部署 部名 健康福祉部 課名 地域福祉課 担当係長 黒沼寿夫 内線 507

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。  
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

◎子育て家庭支援給付事業 2,071千円

市に居住する母子家庭の母等で、児童扶養手当を受給している、または、同様の所得水準にある者の就業を促進する。



○自立支援教育訓練給付金事業 0千円(0名分)

- ・対象者 : 雇用保険法の教育訓練給付の受給資格がなく、当該訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる者
- ・対象講座 : 1 雇用保険法の規定による教育訓練給付の指定講座  
2 国が定める就職に結びつく可能性の高い講座  
3 その他前2号に準じた講座として市長が指定するもの
- ・支給額 : 対象講座の受講料の2割相当額 (上限10万円、下限4千円)

○高等職業訓練促進給付金事業 2,071千円(継続2名)

- ・対象者 : 養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれ、かつ就業または育児と修業の両立が困難であると認められる者
- ・対象資格 : 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
- ・支給期間 : 修業する期間の全期間 (上限2年)
- ・支給額 : ①訓練促進給付金  
市民税非課税者 月額100,000円  
上記以外の者 月額70,500円  
②修了支援給付金(修了時)  
市民税非課税者 50,000円  
上記以外の者 25,000円

【補助実績】 (単位：人)

	H24	H25	H26
自立支援教育訓練給付金	1	1	
高等職業訓練促進給付金	1	2	2
高等職業修了支援給付金			1
講座受講後の就労者数			1